



2020年5月12日

各 位

会 社 名 日 医 工 株 式 会 社  
(証券コード 4541 東証第1部)  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 田 村 友 一  
お 問 合 せ 先 上 席 執 行 役 員 管 理 本 部 長  
石 田 修 二  
TEL 076-432-2121

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月18日開催予定の当社第56期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 当社は、2020年5月12日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、2020年6月18日開催予定の当社第56期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

本移行により取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることとなり、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

(2) その他、上記の各変更に伴う条数の整備等や、その他の字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月18日 (予定)
定款変更の効力発生日	2020年6月18日 (予定)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
<u>(3) 監査役会</u>	(削除)
<u>(4) 会計監査人</u>	<u>(3) 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第19条 当社の取締役は、9名以内とする。	第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、9名以内とする。
(新 設)	<u>2. 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第20条 取締役は、株主総会において選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2. (現行どおり)
3. 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。	3. (現行どおり)
(任期)	(任期)
第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
<p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、<u>専務取締役</u>および<u>常務取締役</u>各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p>	<p>2. 増員または補欠として選任された取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、在任取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、<u>取締役専務</u>および<u>取締役常務</u>各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</u>  <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。</u></p>	

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	<u>第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	<u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u>
	<u>第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第 6 章 計算	第 6 章 計算
第 37 条～第 39 条 (条文省略)	第 33 条～第 35 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附則</u>
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	<u>第 1 条 当社は、第 56 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>